

奈良市公報

号外第7号 令和3年4月規則等

令和4年6月20日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
4 26	24	奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則	市民税課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 1	213	奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱の一部を改正する告示	住宅課
4 6	226	奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する告示	建築指導課
4 15	239	奈良市浄化槽事務取扱要綱の一部を改正する告示	保健・環境検査課
4 22	246	奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示	子育て相談課
4 23	249	奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示	廃棄物対策課
4 28	257	町の区域等の変更	市民課
4 28	258	奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示	福祉政策課

公 平 委 員 会

月 日	番号	件 名
4 26	1	奈良市公平委員会押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則
4 26	2	奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

固定資産評価審査委員会

月 日	番号	件 名
4 16	1	奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
4 6	9	奈良市企業職員の職に関する規程の一部を改正する規程	企業総務課
4 12	21	奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収	経営企画課

納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正

教 育 委 員 会

月	日	番号	件名	主管
4	6	11	奈良市指定文化財の指定	文化財課
4	23	7	奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部を改正する規則	教職員課

正 誤 表

正誤表

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年4月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。
別記第3号様式、第38号様式、第39号様式及び第40号様式（その1）中「㊦」を削る。

別記第54号様式中

給与	
雑	年金 その他

を

給与(所得金額調整控除後)	
雑	年金 業務・その他

に、

「

寡・勤・障

」を「

障・寡・ひ・勤

」に、

寡婦・夫		
寡婦	特寡	寡夫

を

寡婦	ひとり親

に改める。

別記第67号様式、第68号様式、第125号様式及び第126号様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市税条例施行規則別記第3号様式、第38号様式、第39号様式、第40号様式（その1）、第67号様式、第68号様式、第125号様式及び第126号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第54号様式の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(令和3年4月26日揭示済)

告 示

奈良市告示第213号

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市サービス付き高齢者向け住宅に係る報告及び立入検査に関する要綱（平成28年奈良市告示第212号）の一部を次のように改正する。

第1条並びに別記第3号様式及び別記第4号様式中「第29条第9項」を「第29条第13項」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年4月1日揭示済)

奈良市告示第226号

奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月6日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱（平成30年奈良市告示第544号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号を次のように改める。

(1) 道路 次に掲げるものをいう。

ア 奈良県が地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定により奈良県が作成する都道府県地域防災計画をいう。）で指定する第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路

イ 本市が地域防災計画（災害対策基本法第42条第1項の規定により市が作成する市町村地域防災計画をいう。）で指定する避難路

ウ 住宅等から避難所等へ至る不特定多数の者が利用する道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路に限る。）

第2条第2号中「及び門柱等」を「(万年塀を除く。)」に改める。

第3条第1号中「道路等」を「道路」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月6日から施行する。

(令和3年4月6日揭示済)

奈良市告示第239号

奈良市浄化槽事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市浄化槽事務取扱要綱の一部を改正する告示

奈良市浄化槽事務取扱要綱（平成14年奈良市告示第154号）の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

附 則

この告示は、令和3年4月15日から施行する。

(令和3年4月15日揭示済)

奈良市告示第246号

奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成20年奈良市告示第632号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「奈良市市民部男女共同参画課」を「奈良市市民部共生社会推進課男女共同参画室」に、
奈良市福祉部福祉政策課

「奈良市子ども未来部子育て相談課」を「奈良市子ども未来部子育て相談課
奈良市子ども未来部児童相談所設置推進課」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月22日から施行する。

(令和3年4月22日揭示済)

奈良市告示第249号

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程の一部を改正する告示

奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程（昭和59年奈良市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イを次のように改める。

イ 車両及び保管容器、積替容器（コンテナ等）の整備、乗務作業員（運転手を含む。）に対する安全教育を行い、事故の防止に努めること。

第3条第1号オ中「、常に整備し」を削り、同号中シをセとし、ケからサまでをサからスまでとし、クをケとし、その次に次のように加える。

コ 収集、運搬及び搬入の作業時は、車両周辺の安全を確保するとともに、騒音の防止・減少に努めること。

第3条第1号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 収集した廃棄物を奈良市環境清美センターに搬入する場合は、奈良市環境清美センター搬入管理要領を遵守すること。

別記様式中「・浄化槽法」を「、浄化槽法」に改め、「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可取扱規程別記様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和3年4月23日掲示済)

奈良市告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和3年10月1日から本市内の区域のうち町の区域等を別図1から別図2のとおり変更しますので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年4月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 関係区域は別図1（変更前。以下同じ。）及び別図2（変更後。以下同じ。）に示すとおりです。
- 2 別図1の斜線で示す押熊町の一部から別図2のとおり東登美ヶ丘六丁目に編入します。

別図省略

(令和3年4月28日掲示済)

奈良市告示第258号

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年4月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（平成29年奈良市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 登記事項証明書又は条例等

第7条第1項第5号を次のように改める。

(5) 登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）

第7条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条第2項第1号中「利用定員」の次に「（介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスCにおける利用定員の増加に伴うものに限る。）」を加える。

別記第4号様式中「定款・寄附行為等及びその登録事項証明書」を「登記事項証明書」に、

9	役員の氏名及び住所	を	9	定員	に改める。
10	定員		10	その他	
11	その他				

別記第 6 号様式中「住所及び経歴」を「及び住所」に、「経歴別添」を「住所別添」に、

現に受けている指定の有効期間満了日	
役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり

を

現に受けている指定の有効期間満了日	
-------------------	--

に改め、同様式備

考第 2 項を削り、備考第 1 項の項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（以下「新要綱」という。）第 3 条第 1 項（第 9 条第 1 項後段において適用する場合を含む。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定の申請及び指定の更新の申請について適用し、施行日前の指定の申請及び指定の更新の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の奈良市介護予防・生活支援サービス事業所の指定等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）別記第 6 号様式の規定による申請書は、新要綱別記第 6 号様式の規定による申請書とみなす。

4 この規則の施行の際、旧要綱別記第 4 号様式及び第 6 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 3 年 4 月 28 日揭示済)

公 平 委 員 会

奈良市公平委員会押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 26 日

奈良市公平委員会

委員長 山 寄 健 二

奈良市公平委員会規則第 1 号

奈良市公平委員会押印省略に伴う関係規則の整備に関する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第 1 条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和 39 年奈良市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「措置の要求をしようとする職員が記名押印して」を削る。

別記様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中「印」を削る。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第 2 条 不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和 39 年奈良市公平委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「請求者が記名押印し」を削る。

第 14 条第 4 項中「再審を請求しようとする者が、記名押印して」を削る。

別記様式第 1 号及び様式第 2 号中「印」を削る。

別記様式第 3 号中「氏 名 印」を「氏 名」に、

備考

1 各請求者ごとの審査請求書（様式第 1 号）の提出と同時に、或いは事後に提出 を
のこと。

2 請求者が、各自記名押印のこと。

「備考

各請求者の審査請求書（様式第1号）の提出と同時に、あるいは事後に提出の に改める。こと。

別記様式第4号中「印」を削る。

別記様式第5号中 「氏名印」を「氏名（署名又は記名押印）」に改める。住所

別記様式第6号から様式第8号までの規定中「印」を削る。

別記様式第9号中「（注、当日は印鑑を御持参下さい。）」を削る。

別記様式第10号中「氏名印」を「氏名（署名又は記名押印）」に改める。

別記様式第11号から様式第13号までの規定中「印」を削る。

（奈良市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正）

第3条 奈良市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年奈良市公平委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、審査の請求をしようとする者が記名押印して」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年4月26日揭示済)

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月26日

奈良市公平委員会

委員長 山 寄 健 二

奈良市公平委員会規則第2号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「室長 課長補佐」を「室長 副所長 課長補佐」に、「会計年度任用職員係長 総務部総務課庁舎・公用車管理係長及び庁舎管理を担当する主任（奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）に関する保安事務を統括する者に限る。）」を「会計年度任用職員係長」に、「及び財政健全化推進係長」を「、財務分析係長及び行財政改革推進室主任」に、「総務部法務ガバナンス課法制係長」を「総務部法務ガバナンス課法制係長 総務部資産管理課庁舎・公用車管理係長及び庁舎管理を担当する主任（奈良市庁舎管理規則（昭和42年奈良市規則第18号）に関する保安事務を統括する者に限る。）」に、「総合政策部秘書広報課の秘書担当」を「総合政策部秘書広報課秘書係」に、「総合政策部人事課の人事又は給与担当の事務職員」を「総合政策部人事課人事係、人材育成係、給与係及び会計年度任用職員係の事務職員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年4月26日揭示済)

固定資産評価審査委員会

奈良市固定資産評価審査委員会告示第 1 号

奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 4 月 16 日

奈良市固定資産評価審査委員会
委員長 近藤 朗

奈良市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市固定資産評価審査委員会規則（昭和 26 年奈良市固定資産評価審査委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「署名押印」を「署名」に改め、同条第 3 項を削る。

第 17 条中「記名押印」を「署名」に改める。

別記第 1 号様式から第 3 号様式まで及び第 7 号様式から第 12 号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市固定資産評価審査委員会規則別記第 1 号様式から第 3 号様式まで及び第 7 号様式から第 12 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和 3 年 4 月 16 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第 9 号

奈良市企業職員の職に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 4 月 6 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業職員の職に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の職に関する規程（平成 19 年奈良市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「技能」の次に「労務」を加え、同条第 4 号を削る。

第 3 条中「第 18 条」を「第 14 条」に改める。

別表中

技能職員	自動車運転手
業務職員	下水作業員

を

「

技能労務職員	下水作業員
--------	-------

に改める。」

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の奈良市企業職員の職に関する規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 4 月 6 日揭示済)

奈良市企業局告示第 21 号

平成 26 年奈良市企業局告示第 3 号（奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 12 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

第2項中「株式会社 第三銀行」を「株式会社 三十三銀行」に改める。

(令和3年4月12日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第11号

次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。

令和3年4月6日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

告示番号	件名		所在(有)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
平成2年奈良市教育委員会告示第2号	青田家住宅	旧青田家住宅	奈良市高畑町 939-1 青田藤七郎	奈良市高畑町 939-1 日の出株式会社

(令和3年4月6日揭示済)

奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月23日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市教育委員会の職員の職に関する規則等の一部を改正する規則

(奈良市教育委員会の職員の職に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市教育委員会の職員の職に関する規則(昭和49年奈良市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「技能職員」を「技能労務職員」に改め、同条第4号を削る。

別表事務職員の項中「一般事務職」を「一般事務職、保育教育士」に改め、同表技術職員の項中「栄養士」を「管理栄養士、臨床心理士」に改め、同表技能職員の項を次のように改める。

技能労務職員	公用車管理業務員、実習助手、用務員、給食調理員
--------	-------------------------

別表業務職員の項を削る。

(奈良市立学校教職員安全衛生規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「、実習助手」を削り、「業務職員」を「技能労務職員」に改める。

(1) 奈良市立学校教職員安全衛生規則(昭和22年奈良市教育委員会規則第4号)第2条第3号

(2) 学校教育法施行細則(昭和32年奈良市教育委員会規則第1号)第2条第4号及び第5号

(奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 奈良市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年奈良市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、実習助手」を削り、「業務職員」を「技能労務職員」に改める。

第27条中「業務職員」を「技能労務職員」に改める。

第50条中「、実習助手及び業務職員」を「及び技能労務職員」に改める。

第54条中「業務職員」を「技能労務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年4月23日揭示済)

正 誤 表

令和3年5月6日付け奈良市公報第47号

ページ	誤	正
2、3	奈良市公報号外第18号に掲載	令和4年奈良市公報号外第7号に掲載

令和3年5月17日付け奈良市公報第48号

ページ	誤	正
1	奈良市公報号外第18号に掲載	令和4年奈良市公報号外第7号に掲載